

て法第60条第2項及び法第61条の規定を遵守しうる場合にあっては、第1項の期間の起算日は、当該就業規則その他これに準ずるものにより起算日として定められた日とする。

(休日の付与)

第42条の3 法第62条第1項の休日は、陸上休日（船舶に乗り組んでいる期間以外において与える休日をいう。以下同じ。）又は停泊中の休日とする。ただし、労働協約に特別の定めがある場合はこの限りでない。

2 船舶所有者は、船員に補償休日を与えるときは、付与の時期及び場所を少なくとも当該時期の7日前までに当該船員に通知しなければならない。ただし、航海の遅延その他のやむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該船員に通知することにより、あらかじめ通知した時期及び場所を変更することができる。

第42条の4 法第62条第1項ただし書の国土交通省令で定めるやむを得ない事由のあるときは、次のとおりとする。

一 遅延その他の航海の状況に係る事由により基準労働期間内に与えるべき補償休日を与えることができないことが明らかになったとき以降において航海の途中にあるとき。

二 補償休日を与えるべき海員と交代して乗船すべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため交代して乗船できないことその他の船舶所有者の責めに帰することのできない事由により、補償休日を与えるべき海員と交代して乗船する船員が確保できないとき。

三 補償休日を与えるべき船員が負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間中であるとき。

四 補償休日を与えるべき海員が船舶の機関、設備等の故障発生時における応急措置その他の継続して従事しなければならない作業に従事しているとき。

(補償休日の日数及び付与の単位)

第42条の5 法第62条第1項の規定により与えるべき補償休日の日数は、次に掲げるところにより算定される日数とする。

一 船舶に乗り組んでいる期間内に与える場合にあっては、法第62条第1項の超過時間の合計8時間当たり又は少なくとも1日の休日を与えられない1週間当たり1日として計算した日数

二 陸上休日として与える場合にあっては、前号に掲げるところにより計算した日数に、5分の7を乗じた日数

2 基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が1未満の端数を生じる場合であって、当該端数が2分の1を超えるときには、当該端数に係る補償休日の付与の単位は、1日とする。

3 法第62条第2項の国土交通省令で定める場合は次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める単位は半日とする。

一 労働協約に特別の定めがあるとき。

二 基準労働期間内に与えるべき補償休日の日数の合計が1未満の端数を生じ

る場合であつて、当該端数が2分の1を超えないとき。

第42条の6 法第62条第3項の国土交通省令で定める時間は、4時間とする。
(補償休日手当)

第42条の7 法第63条の国土交通省令で定める補償休日手当は、解雇され、又は退職した日に係る基準労働期間の起算日から当該解雇され、又は退職した日の前日までの期間(次条において「対象期間」という。)における通常の労働日の報酬(第40条各号に掲げる報酬以外の報酬、家族手当、乗船を事由として支払われる報酬及び船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。以下この条、次条、第43条及び第44条において同じ。)の平均計算額の4割増(その算定の基礎となる期間が1週間未満である報酬に係る部分については、4割)以上の額でなければならない。

第42条の8 前条の通常の労働日の報酬の平均計算額は、次の各号に掲げる金額に、対象期間における1日平均所定労働時間数を乗じた金額とする。

一 時間によって定められた報酬については、その金額

二 日によって定められた報酬については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における1日平均所定労働時間数で除した金額

三 月によって定められた報酬については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、対象期間における1箇月平均所定労働時間数で除した金額

四 前3号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額

五 船員の受ける報酬が前各号の2以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

(特別の必要がある場合の時間外労働)

第42条の9 法第64条第2項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、1日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

一 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加するとき。 4時間

二 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき。 2時間

三 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき。 2時間

(時間外労働に関する協定)

第42条の9の2 船舶所有者は、法第64条の2第1項の規定による時間外労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第16号の3の2書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第64条の2第1項の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 時間外労働をさせる必要がある具体的事由

二 対象となる海員の職務及び員数

三 作業の種類

四 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度並びに当該限度を遵守するための措置

3 法第64条の2第1項の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

4 船舶所有者は、法第64条の2第1項の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第1項の届出に代えることができる。

（補償休日の労働に関する協定）

第42条の10 船舶所有者は、法第65条の規定による補償休日の労働に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第16号の4書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 法第65条の協定には、次に掲げる事項を含まなければならない。

一 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

二 対象となる海員の職務及び員数

三 作業の種類

四 労働をさせることができる補償休日の日数の限度及び当該限度を遵守するための措置

3 法第65条の協定（労働協約による場合を除く。）には、有効期間の定めをするものとする。

4 船舶所有者は、法第65条の協定を更新しようとするときは、その旨の協定を所轄地方運輸局長に届け出ることによって、第1項の届出に代えることができる。

（補償休日労働の日数の限度）

第42条の11 法第65条の国土交通省令で定める補償休日の日数は、基準労働期間について、1週間において1日与えられる休日であって補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した日数の3分の1とする。

（労働時間の限度の適用除外）

第42条の12 法第65条の2第4項の国土交通省令で定める船舶は、法第72条の2の規定により国土交通大臣が指定する船舶のうち、海底の掘削に従事するものとする。

（割増手当）

第43条 法第66条の国土交通省令で定める割増手当は、次の各号に掲げる場合についてそれぞれ当該各号に定める額以上の額でなければならない。

一 海員が、法第64条又は第64条の2第1項の規定により、労働時間の制限を超えて作業に従事した場合 通常の労働時間の報酬の計算額の3割増の額

二 海員が、法第64条第1項又は第65条の規定により、補償休日において作業に従事した場合 通常の労働日の報酬の計算額の4割増の額

第44条 前条の通常の労働時間又は労働日の報酬の計算額は、次の各号に掲げる金額に、法第64条、第64条の2第1項又は第65条の規定により労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事した時間数を乗じた金額とする。

- 一 時間によって定められた報酬についてはその金額
- 二 日によって定められた報酬については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額。ただし、日によって所定労働時間数が異なる場合においては、1週間における1日平均所定労働時間数で除した金額
- 三 月によって定められた報酬についてはその金額を月における所定労働時間数で除した金額。ただし、月によって所定労働時間数が異なる場合においては、1年における1箇月平均所定労働時間数で除した金額
- 四 前3号以外の一定の期間によって定められた報酬については、前各号に準じて算定した金額
- 五 船員の受ける報酬が前各号の2以上の報酬よりなる場合においては、その部分については各号によりそれぞれ算定した金額の合算額

(通常配置表)

第44条の2 法第66条の2の通常配置表には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 海員の職名、作業の種類及び作業に従事する時間
- 二 海員の1日当たりの労働時間の限度及び1週間当たりの労働時間の限度
(法第64条第1項の規定に基づく労働時間を除く。)

(船内記録簿)

第45条 法第67条第1項の帳簿の記載事項は、次のとおりとする。ただし、第42条の12に掲げる船舶にあつては第2号を、第42条の2第3項の場合にあつては第3号イ及びロを省略することができる。

- 一 海員の氏名及び職名
- 二 海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間(法第64条第1項の規定に基づいて労働した時間を除く。)
- 三 補償休日に関する次の事項
 - イ 法第62条第1項の超過時間が生じる1週間又は少なくとも1日の休日
が与えられない1週間
 - ロ イの超過時間
 - ハ 休日を与えられた年月日及び当該休日
が補償休日であるときは、その旨
 - ニ 与えるべき補償休日の日数
 - ホ 補償休日の付与の延期があつたときは、その旨及び理由
- 四 時間外及び補償休日の労働に関する次の事項
 - イ 時間外又は補償休日に労働した年月日
 - ロ 時間外又は補償休日の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額
 - ハ 割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額(受領印を押させること。)

五 休息時間に関する次の事項

イ 1日当たりの休息時間

ロ 休息時間を分割した場合は、いずれか長い方の休息時間

2 船長は、海員に対し、その求めに応じて、前項に掲げる帳簿の記載事項のうち海員から求められた事項について、その写しを交付しなければならない。

(休日付与簿)

第45条の2 船舶所有者は、法第67条第3項の規定により、第16号の5書式による休日付与簿を作成し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。ただし、休日付与簿の様式については、同書式に掲げる事項を記載できる別様式のものとするができる。

2 休日付与簿は、最後の記載をした日から3年を経過する日まで、なお備え置かなければならない。

(欠員)

第46条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、定員数の海員を乗り組ませないことができる。但し、欠員を生じたことにより他の海員の労務が過重となる場合における欠員手当の支給については、労働協約の定めるところによる。

一 船舶が日本国外において定員に欠員ができて国内の港まで帰港するとき。

二 他船にひかれて航行するとき。

三 入きよ、修繕又はその他の事由によって船舶を航行の用に供しないとき。

四 その他やむを得ない場合においてもよりの地方運輸局長の許可を受けたとき。

2 前項第1号乃至第3号の場合において定員数の海員を乗り組ませないときは、船舶所有者は、もよりの地方運輸局長に、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。この場合において地方運輸局長は必要があると認めるときは、欠員の補充を命ずることができる。

第47条 船舶所有者は、前条第1項第4号の規定により許可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書2通を提出しなければならない。

一 船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

二 船舶の種類、名称、総トン数及び航行区域

三 欠員の数、職名及び資格

四 許可を受けようとする事由

五 許可を受けようとする期間

(労働時間の適用除外)

第48条 船舶所有者は、法第71条第1項第3号の規定による許可を受けようとするときは、第16号の6書式による申請書2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、船舶国籍証書及び船舶検査証書の写し並びに海員が断続的作業に従事することを証する書類を添付しなければならない。

第48条の2 法第72条第1号の国土交通省令で定める者は、事務長とする。

(労働時間の特例)

第48条の2の2 次に掲げる海員に係る法第72条の2の国土交通省令で定める一定の期間は、1月以内の一定の期間とする。ただし、第1号の海員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数700トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、3月以内の一定の期間とする。

一 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員

二 旅客の接遇の充実を図るため、食堂、娯楽施設等を有し、かつ、旅客の接遇に関する業務に相当数の海員が従事する旅客船のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員であって当該業務に従事するもの

2 前項各号に掲げる海員の1日当たりの労働時間は、12時間以内とする。ただし、1週間当たりの労働時間は、前項の一定の期間について平均40時間以内としなければならない。

3 船舶所有者は、第1項各号に掲げる海員に、同項の一定の期間について1月当たり平均5日以上の日を与えなければならない。

第48条の2の3 海底の掘削に従事する船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員に係る法第72条の2の国土交通省令で定める一定の期間は、6週間とする。

2 前項の海員の1日当たりの労働時間は、11時間以内とする。

3 船舶所有者は、第1項の海員に6週間について14日以上の日を連続して与えなければならない。

第48条の2の4 海員の日ごとの業務に著しい繁閑の差が生ずることが多い船舶のうち国土交通大臣が指定するものに乗り組む海員に係る法第72条の2の国土交通省令で定める一定の期間は、1週間とする。

2 前項の海員の1日当たりの労働時間は、12時間以内とする。ただし、前項の1週間の労働時間は、56時間以内（当該1週間の労働日数が6日以下の場合にあっては、48時間以内）としなければならない。

3 船舶所有者は、第1項の海員に、法第72条の2の特例が初めて適用された同項の1週間の初日から起算して3月以内に15日以上の日を与えなければならない。当該3月が経過した後法第72条の2の特例が適用される場合も同様とする。

4 船舶所有者は、第1項の1週間の各日の労働時間を遅くとも当該1週間の開始する前に、同項の海員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、船舶所有者は、速やかに当該海員に通知することにより、あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

第7章 有給休暇

(有給休暇付与の延期)

第49条 船舶所有者は、法第74条第1項ただし書の規定による許可を受けよ

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 有給休暇の付与を延期しようとする船員の氏名及び職務
- 二 船員が有給休暇を請求しうるに至った日
- 三 船舶の名称、総トン数及び航行区域
- 四 船舶の工事の内容
- 五 延期しようとする事由
- 六 延期しようとする期間

(船舶における勤務に準ずる勤務)

第49条の2 法第74条第4項の国土交通省令で定める勤務は、次の勤務とする。

- 一 他の船舶所有者の行う事業に属する船舶における勤務（他の船舶所有者に雇用されて従事したものを除く。第3号において同じ。）
- 二 船舶における勤務に係る技能の習得及び向上等を目的として受ける教育訓練であつて、船舶所有者の職務上の命令に基づくもの
- 三 係船中の船舶における勤務
- 四 同一の船舶における連続した勤務のうち当該船舶が他の船舶所有者の事業に属する間に従事したもの

(有給休暇中の手当)

第49条の3 法第78条の規定による手当は、第40条第2号及び第3号に掲げる報酬（船舶、航海又は積荷の態様により支払われる報酬を除く。）とし、食費は乗船中支給しなければならない食料の費用の額と同額とする。

第8章 食料及び衛生

(食料を支給すべき場合)

第50条 船舶所有者は、船員が乗船し、航海、荷役、船舶保全その他の船務に従事する期間中その費用でこれに食料を支給しなければならない。負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても同様とする。

(食料表)

第51条 法第80条第2項の国土交通省令の定める漁船は、第2種又は第3種の従業制限を有する漁船及び第1種の従業制限を有する漁船で、さけ・ます流網漁業、さけ・ますはえ縄漁業又は機船底びき網漁業に従事するものとする。

第52条 削除

(医薬品その他の衛生用品の備付け等)

第53条 船舶所有者は、次に掲げる船舶に、当該船舶を初めて自己のために航行の用に供するときに、当該各号に掲げる船舶の区分に応じ国土交通大臣が告示で定める数量の医薬品その他の衛生用品（以下「医薬品等」という。）を備え付けなければならない。

- 一 法第82条各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第2条

に定める区域のみを航海するもの及び同省令第3条に定める短期間の航海を行うものであって法第82条ただし書の許可を受けたものを除く。)

二 前号に掲げる船舶以外の法第82条の2第1項各号に掲げる船舶（国内各港間を航海するもの及び船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第6条に定める区域のみを航海するものを除く。）

三 前2号に掲げる船舶以外の遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶及び国土交通大臣の指定する漁船

四 前3号に掲げる船舶以外の船舶（まき網漁業に従事する漁船の附属漁船であって運搬船以外の総トン数20トン未満のものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる船舶であって、乗組船員数が50人を超え、若しくは航海期間が3月を超えるもの又は同項第2号若しくは第3号に掲げる船舶であって航海期間が3月を超えるものに備え付けるべき医薬品等（医療衛生用具を除く。次項において同じ。）の数量は、当該船舶に乗り組む医師、衛生管理者又は衛生担当者（船員労働安全衛生規則第7条第1項に規定する衛生担当者をいう。）の意見に基づき前項の告示で定める数量を適宜増加したものとす。

3 船舶所有者は、船舶が国内の港を発航してから次に国内の港に到着するまでの期間が1月を超える場合にあつてはその発航前に、その他の場合にあつては船舶に備え付けている医薬品等の数量が前2項に規定する数量の2分の1に満たなくなったときに、前2項に規定する数量に達するように医薬品等を補充しなければならない。

4 船舶所有者は、船舶に備え付けている医療衛生用具の数量が第1項の告示で定める数量に満たなくなったときに、その告示で定める数量に達するように医療衛生用具を補充しなければならない。

5 船舶所有者は、医薬品等を医療箱、衛生用品戸だな等に使用しやすいように保管しておかなければならない。

（医療書の備置）

第54条 船舶所有者は、船舶（平水区域を航行区域とする船舶及びまき網漁業に従事する漁船の附属漁船で運搬船以外の総トン数20トン未満のものを除く。）に国土交通省監修「日本船舶医療便覧」を備え置かなければならない。ただし、前条第1項第3号又は第4号に掲げる船舶にあつては、国土交通省監修「小型船医療便覧」をもってこれに代えることができる。

（健康証明書）

第55条 法第83条の健康証明書は、第57条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第2号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行ったものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前3月以内に受けたものでなければならない。

- 一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
- 二 運動機能、視力、色神（船長、甲板部の職員及び部員並びに救命艇手に限

る。)、聴力及び握力の検査

三 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査

四 胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査（当該判定時前6月以内に船員労働安全衛生規則第32条第2項による検査において受けた場合を除く。）及びかくたん検査

五 検便（虫卵の有無の検査に限る。）及び検尿

六 年齢35年以上の船員にあっては、次に掲げる検査

イ 検便（ヘモグロビンの有無の検査に限る。）

ロ 血糖検査

ハ 心電図検査

ニ 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、血清トリグリセライド(中性脂肪)及び高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)の量の検査)

ホ 肝機能検査（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査)

2 前項の検査のうち、身長の検査（年齢25年未満の者に係るものを除く。）、かくたん検査及び同項第5号の検便（調理作業に従事する者に係るものを除く。）については、指定医師においてその必要がないと認めるものは、受けなくてもよい。

第56条 法第83条の健康証明書の有効期間は、色神の検査については6年、その他の検査については1年とする。ただし、前条第1項の検査の際、結核を発病するおそれがあると認める者については、指定医師はその結核に関する検査についての有効期間を6月に短縮することができる。

2 前項の期間が航海中に満了したときは、その航海の終了するときまで、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。

3 健康証明書が記載されている船員手帳の有効期間が経過した場合においても、当該健康証明書の有効期間は、なお前2項の規定による。

(健康証明に要する費用の負担)

第56条の2 法第83条の規定による健康証明に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

(医師の指定)

第57条 法第83条の規定による健康証明をする医師は、次に掲げる医師とする。

一 船員である医師

二 社団法人日本海員掖済会（明治31年10月20日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師

三 財団法人船員保険会（昭和16年11月21日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）の病院の医師

四 その他地方運輸局長が指定した医師

第9章 年少船員

(年少船員の認証)

第57条の2 船舶所有者は、法第85条第3項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢18年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

(年少船員の夜間労働の禁止の特例)

第58条 法第86条の国土交通省令の定める場合は、船舶が高緯度の海域にあって昼間が著しく長い場合及び所轄地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働に専ら従事させる場合をいう。

2 船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶ごとに左の事項を記載した申請書2通を提出しなければならない。

- 一 船舶所有者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地
- 二 船舶の種類、名称、総トン数、用途（業種）及び航路（従業制限）
- 三 職務の名称及び内容
- 四 労働の開始及び終了の時刻
- 五 許可を受けようとする期間

第9章の2 女子船員

(妊娠中の女子が就業できる範囲の航海)

第58条の2 法第87条第1項第1号の国土交通省令で定める範囲の航海は、妊娠中の女子の船員が医師による診察又は処置を必要とする場合において、最寄りの国内の港に2時間以内に入港することができる航海とする。

(妊娠中の女子の夜間労働の禁止の特例)

第58条の3 法第88条の4第1項の国土交通省令で定める場合は、第58条第1項に定める場合とする。

2 第58条第2項の規定は、前項に定める場合について準用する。

第10章 災害補償

(標準報酬)

第59条 法第91条の標準報酬は、負傷し、疾病にかかり、行方不明となり、又は死亡した日（負傷又は疾病に因り死亡した場合には、負傷し、又は疾病にかかった日）（以下基準日という。）の報酬月額に基いて第6号表により定める。

第60条 前条の報酬月額は、左の各号の規定によって算定するものとする。

- 一 日によって報酬を定めるときは、日額の30倍
- 二 日又は月以外の期間によって報酬を定めるときは、その報酬の額をその期間の日数で除して得た額の30倍
- 三 歩合による報酬については、歩合制度の種類ごとに、労働協約又は船舶所有者とその使用する船員の過半数を代表する者との協議によって基準日の前

1年以内又はその後に定めた額。これによることができないときは、所轄地方運輸局長が定めた額

四 前各号の2以上に該当する報酬を受けるときにおいては、その各々について、前各号の規定によって算定した額の合算額

2 前項第3号の額は、同号の額を定める日の前1年以上の期間中に支払われた歩合金の額を当該歩合金が支払われた期間の日数で除して得た金額の30倍を基準とし、これが算定できないとき又は著しく不当なときは同種の業務に従事する同種の船舶において同様の労務に従事する者の報酬月額を基準として、定めなければならない。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第1項第3号の額について交通政策審議会又は地方交通審議会（以下「交通政策審議会等」という。）の議を経て、最低額を定めることができる。

第61条 前2条の報酬月額とは、その月の報酬総額より臨時に支払われる賞与其他これに準ずる報酬を除いたものをいう。

（障害手当）

第62条 法第92条に規定する障害の程度の区分は、第7号表による。

2 第7号表に掲げる身体障害が2以上ある場合は、重い身体障害の該当する等級による。

3 左に掲げる場合には、前2項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但し、その障害手当の金額は、各々の身体障害の該当する等級による障害手当の金額を合算した額を超えてはならない。

一 第13級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 1級

二 第8級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 2級

三 第5級以上に該当する身体障害が2以上ある場合 3級

4 第7号表に掲げるもの以外の身体障害がある者については、その障害程度に応じ、第7号表に掲げる身体障害に準じて、障害手当を支払わなければならない。

5 既に身体障害がある者が、負傷又は疾病に因って同一部位について障害の程度を加重した場合には、その加重された障害の該当する障害手当の金額より、既にあった障害の該当する障害手当の金額を差し引いた金額の障害手当を支払わなければならない。

（行方不明手当）

第62条の2 法第92条の2の国土交通省令の定める被扶養者は、次に掲げる者のうち、船員の行方不明当時主としてその収入によって生計を維持していたものとする。

一 船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母

二 前号に掲げる者以外の船員の3親等内の親族で船員と同居のもの

三 船員の配偶者で婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者の子及び父母で船員と同居のもの

2 前項に掲げる者が行方不明手当を受ける順位は、同項各号に掲げる順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、同項第2号に掲げる者については、親等の少ない者を先にし親等の多い者を後にする。

3 行方不明手当を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、行方不明手当は、その人数により等分するものとする。

(遺族手当)

第63条 法第93条の遺族は、左の通りとする。

一 船員の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）

二 船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時（失踪の宣告を受けた船員であった者にあつては、行方不明となった当時。以下同じ。）その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者

三 前2号に掲げる者を除き船員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者

四 船員の子、父母、孫及び祖父母で船員の死亡当時その収入によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていなかった者

2 前項に掲げる者が遺族手当を受ける順位は、前項各号の順位により、各号に掲げる者の間においては、各号に掲げる順位による。但し、第2号及び第4号に掲げる父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。又、船員が遺言若しくは船舶所有者に対してした予告で、第3号又は第4号に掲げる者の中特定の者を指定した場合においては、第3号又は第4号の規定にかかわらずその者を先にする。

3 胎児は、第1項第2号乃至第4号については、既に生れたものとみなす。

第64条 遺族手当を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、遺族手当は、その人数により等分するものとする。

第65条 遺族手当を受けるべきであつた者が死亡した場合においては、遺族手当を受ける権利を失う。

2 前項の場合においては、船舶所有者は、前2条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて遺族手当を支払わなければならない。

(葬祭料)

第66条 法第94条の遺族は、第63条第1項各号に掲げるものとする。

(他の法令)

第66条の2 法第95条の国土交通省令で指定する法令とは、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和22年法律第167号）をいう。

(審査及び仲裁)

第67条 法第96条第1項の申立てをしようとする者は、第17号書式による申請書をその住所地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。この場合においては、その住所地を管轄する運輸支局長又は海事事務所を経由することができる。

第68条 国土交通大臣は、前条の規定による申請書の提出があつたとき、又は職権で審査若しくは仲裁をしようとするときは、関係当事者の双方に遅滞なく、文書でその旨を通知しなければならない。

第11章 就業規則

(就業規則)

第69条 船舶所有者は、法第97条の規定により就業規則を届け出ようとするときは、就業規則2通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

第70条 法第97条第1項各号は、次の事項を含むものとする。

- 一 給料その他の報酬については、決定及び支払の方法、支払の時期並びに昇給の基準
- 二 労働時間については、基準労働期間、休息时间、当直割及び当直の交代方法並びに交代乗船制等特殊の乗船制をとる場合における当該乗船制
- 三 休日及び休暇については、時期、方法及び場所
- 四 定員については、海員の職務及び員数並びに船舶の名称、総トン数、主機の出力、航行区域又は従業区域、就航航路又は操業海域及び用途

第12章 監督

(領事官の事務)

第71条 次に掲げる事務は、外国にあっては日本の領事官が行う。

- 一 第7条第3項の規定による遺留品目録の受理
- 二 第8条の規定による遺留品目録の証明
- 三 法第19条の規定による航行に関する報告の受理
- 四 第15条の規定による航行に関する報告書の証明
- 五 法第37条の規定による雇入契約の成立等の届出の受理及び法第38条の規定による雇入契約の確認
- 六 第46条第1項の規定による欠員の許可並びに同条第2項の規定による欠員の届出の受理及び欠員の補充命令
- 七 法第85条第3項の規定による未成年者の認証
- 八 法第102条の規定によるあっせん

(船員労務官証明書)

第72条 法第107条第3項の証明書の様式は、第18号書式による。

(事業状況及び災害疾病発生状況報告)

第73条 法第111条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

- 一 毎年10月1日現在の事業状況 毎年10月末日

- 二 前年4月1日以後1年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き3日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年4月末日
- 2 前項第2号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。
- 3 第1項第1号及び第2号の報告の様式は、それぞれ第19号書式及び第20号書式によるものとする。

(船員の申告)

第74条 法第112条による申告は、書面又は口頭ですることができる。

第一号書式（第十条関係）（日本工業規格A列4番）

(一)

海 員 名 簿 船 丸

備考

作成の年月日（船員法施行規則第10条第3項の規定により再調製したときは、再調製の年月日）及び第四表に最後の記載をした年月日を右肩に記載すること。

(二)

船 舶 番 号	第 号
船 籍 港	
総 ト ン 数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船 舶 の 用 途	船
主機の種類及び筒数	
主 機 の 出 力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地及び名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

- 1 船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。
- 2 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 3 主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。
- 4 本表に記載した事項のうち、変更について届出をすることを要しないもの及び従業区域に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るよう^に抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

(三)

官 庁 記 事

(四)

氏 名				本 籍						
船員手帳番号	第 号	資格		生年月日	年 月 日	年齢十八年に到達する期日	年 月 日			
雇入雇止更新変更			職務	雇入期間	給料	手当	その他の労働条件	本 認	人 印	官 庁 受 理 印
区 別	年 月 日	場 所								

記載心得

- 1 本籍欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。
- 2 氏名欄、本籍欄、船員手帳番号欄又は資格欄の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
- 3 職務欄には、一等航海士、操機手等と記載すること。
 なお、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。
 また、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者について

は、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。

- 4 雇入期間欄には、雇入契約の期間が1航海をもつて定められたときは、その旨（「横浜ロンドン間1航海、横浜帰着事務終了まで」等）を、期間の定めがないときは「不定」と記載すること。
- 5 給料欄には、月の給料額を記載し、月以外の期間により定めるときは、その期間及び給料額を記載すること。また、歩合制による場合は、雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 6 手当欄には、割増手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率をも記載すること。
- 7 その他の労働条件欄には、労働時間（「8時間/日」、「40時間/週」等）、休日（「1日/週」等）、基準労働期間、有給休暇の日数その他の基本的な労働条件を記載すること。また、妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を記載し、船員の確認印を受けること。
- 8 雇止のときは、その事由をその他の労働条件欄に記載すること。
- 9 給料欄、手当欄又はその他の労働条件欄の記載に変更があつた場合において、当該変更について届出を要しないときも、変更後の事項を記載し、船員の確認印を受けること。

(五)

職業	氏名	資格	年齢	性別	本籍	乗船		下船	
						年月日	港	年月日	港

記載心得

本表は、船長及び海員以外の乗船者について記載すること。ただし、旅客船及び第12条第3項第2号から第4号までに掲げる船舶にあつては、旅客は記載することを要しない。

記載心得

- 1 「1日の最長航行時間」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「法第72条の2の指定の有無」欄には、当該船舶が法第72条の2に基づく労働時間の特例を受けていることの有無を記載すること。
更に「有」と記載した場合には、船員法施行規則上の根拠規定を記載すること。
- 3 「警報装置の有無」欄には、当該船舶が警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 4 「自動操舵装置の有無」欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 5 乗組員名簿には、当該船舶に乗り組むすべての乗組員を記載すること。
- 6 「受有している資格証明書」欄には、当該船員が受有している資格名を記載し、衛生管理者、救命艇手（限定救命艇手にあつては、その旨）、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者を選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨を記載すること。
- 7 「番号」欄には、「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄の番号により、当該船員を使用する者を記載すること。
- 8 「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄には、当該船舶に乗り組むすべての船員について、その使用する船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者）を記載すること。
- 9 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合、「区分」欄に、当該使用者が船員職業安定法第6条第14項の船員派遣元事業主であるときは「派遣」と記載し、それ以外のときは「その他」と記載すること。
- 10 その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

第二号書式（第十一条関係）（日本工業規格A列4番）

(一)

航 海 日 誌 船 丸

(二)

船 舶 番 号	第 号
船 籍 港	
総 ト ン 数	トン
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船 舶 の 用 途	
主機の種類及び筒数	
主 機 の 出 力	キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の住所及び氏名	
同	

記載心得

- 1 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 2 船舶の用途欄には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の別及び漁船にあつては、従事する漁業の種類を記載すること。
- 3 主機の出力欄には、連続最大出力を記載すること。
- 4 本表に記載した事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るよう^に抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。

(五)

年	月	日	事	項	記	事

記載心得

- 1 本表は、船員法施行規則第11条第2項各号に掲げる場合その他必要な場合に記載すること。
- 2 事項欄には、「遭難船舶非救助」、「救命艇等操練」、「懲戒」等と記載すること。
- 3 記事欄には、当該事項の発生した場所（位置）及びその概要を記載すること。
- 4 船員法第14条ただし書の規定により遭難船舶等の救助に赴かなかつたときは、その理由をも記載すること。
- 5 船員法施行規則第3条の4の規定による操練を行うことができなかつたときは、その事情を記載すること。
- 6 懲戒したことを記載する場合には、取調べに立ち会つた者に署名押印させること。

(内)

生 ま れ た 子	子の氏名 父母との続き柄			<input type="checkbox"/> 嫡出子 (<input type="checkbox"/> 男) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 (<input type="checkbox"/> 女)
	生まれたとき	年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	生まれたところ			
	住 所	番地 番 号		
生 ま れ た 子 の	父母の氏名 生 年 月 日 (子が生まれた ときの年齢)	父	母	
		年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)	
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを かいてくださ い)	番地		
		筆頭者 の氏名		
	同居を始めたとき	年 月		
子が生まれたとき	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まで			

父 と 母	の世帯のおもな仕事と	の世帯（臨時・日雇は5）	
	父母の職業	<input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（臨時・日雇は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに子が生まれたときだけかいてください）	
その他	父の職業 母の職業		
年 月 日 午 時 分 長 （署名押印）			
謄本送付の年月日時 送 付 先			

備考 生まれたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

(七)

氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	年 月 日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻もかいてください。) <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
死亡したとき	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分
死亡したところ	
住所	番地 番 号 世帯主の氏名
本籍 (外国人のときは国籍だけをかいてください)	番地 筆頭者の氏名
死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)
死亡したときの世帯のおもな仕事と〇〇	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(臨時・日雇は5)

	<input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
死亡した人の 職業・産業	(国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに死亡したときだけかいてください) 職業 産業
その他	
年 月 日 午 時 船 長 (署名押印)	
謄本送付の年月日時 送 付 先	

備考 死亡したところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

(V)

父 母 の 婚 姻 直 前 の 本 籍 (外国人のときは国籍 をかいてください)	父	母
	都道府 県 名	都道府 県 名
氏 生 年 月 名 日 (死産があつたときの 年齢)	年 月 日 (満 歳)	年 月 日 (満 歳)
	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
死産児の男女別及び 嫡出子が否かの別	<input type="checkbox"/> 不祥	
	<input type="checkbox"/> 嫡出子	
死産があつたとき	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後
死産があつたところ	時 分	
死産があつたときの 母の住所 (住民登録をしている ところをかいてくだ さい)	番地 番 号 (方)	
死産があつたときの 世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(臨時・日雇は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(臨時・日雇は5)	

父 母 の 職 業	<input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
	(国勢調査の年… 年… の4月1日から翌年の3月31日までに死産があつたときだけかいてください) 父の職業 _____ 母の職業 _____		
この母が出産した児の数	出生子(出生後死亡した子を含む) ……………人 妊娠第22週以後の死産児(この死産児を含む) ……………胎 妊娠第21週以前の死産児及び流産死胎(この死産児を含む) ……………胎		
死産に立ち会つた者	1. 医師 2. 助産師 3. その他	氏 名	
年 月 日 午 時 分 長 (署名押印)			
謄本送付の年月日時 送 付 先			

備考 死産があつたところは、航海中にあつては経緯度をもつて表示すること。

第三号出式 削除

第四号書式（第十四条関係）（日本工業規格A列3番）

年 月 日

殿

（件名） 報告書 船長（氏名）

船名	船質	船番	船号	船籍港	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	主機の種類、筒数及び出力
丸	船	第	号		トン		キロワット
船舶所有者の住所及び氏名又は名称							
船長の住所及び氏名							
機関長の住所及び氏名							
海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号		船長		第 号			
		機関長		第 号			
発航港及び到達港		発航港			到達港		
事実発生の年月日時及び場所							
事実のてん末							
~~~~~							
~~~~~							

記載心得

- 1 (件名)には、「衝突」、「火災」、「遭難船舶救助」、「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。
- 2 主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が機関に関するものでないときは、記載することを要しない。
- 3 事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。
- 4 航行中他の船舶の遭難を知ったこと（無線電信によつて知ったときを除く。）の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること。
- 5 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の船舶の用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）を備考として事実の末尾に記載すること。
- 6 船員法施行規則第14条ただし書の規定により航海日誌を提示しないときは、提示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。
- 7 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたつて契印をすること。

収 入
印 紙

航行報告証明申請書

年 月 日

殿

申請者氏名

住所

船員法第19条の規定により提出した航行に関する別紙報告の写に証明を受けたい
ので、船員法施行規則第15条の規定により申請します。

記

- 1 報告先及び報告年月日 年 月 日
- 2 証明書の通致 通
- 3 証明書の用途

記載心得

申請者氏名には、「船長」又は「船舶所有者」と肩書を附すること。

貯蓄金管理協定届出書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

貯蓄金に関する協定を締結したので、船員法第34条第2項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 使用する船員数 | 人 |
| 2 労働組合加入者等数 | 人 |
| 3 船員の過半数を代表する者の氏名及び住所 | |

記載心得

労働組合加入者等数は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。

預金管理状況報告書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

年4月1日から
年3月31日まで

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

貯蓄金管理協定届出 (認可)年 月 日	年 月 日	当該年度末の船員数	人
------------------------	-------	-----------	---

項目	区分 預金の種類	預 金		の 状 況		当該年度中 の預金の保 全の状況
		分	厘 毛 分	厘 毛	合 計	
	貯蓄金管理協定に定め られた預金の利率					
預 金 額	当該年度当初の預 金額(A)		千円	千円	千円	
	当該年度中の預金 受入れ額(B)		千円	千円	千円	
	当該年度中の預金 払いもどし額(C)		千円	千円	千円	
	当該年度末の預金 額 (A+B-C)		千円	千円	千円	
預 金 者 数	当該年度当初の預 金者数		人	人	人	
	当該年度末の預金 者数		人	人	人	

記載心得

- 1 「当該年度末の船員数」の欄には、本年3月31日現在の船員数を記入すること。
- 2 預金の状況に関する各項目は、預金の種類別（普通預金、住宅積立預金等の別をいう。）に記入し、かつ、それらの合計を記入すること。
- 3 「預金額」の欄には、千円単位で記入し、千円未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 「当該年度当初の預金額(A)」の欄には、前年4月1日現在の預金額を記入すること。
- 5 「当該年度中の預金受入れ額(B)」及び「当該年度中の預金払いもどし額(C)」の欄には、それぞれ、前年4月1日から本年3月31日までの間における預金受入れ額及び預金払いもどし額を記入すること。
- 6 「当該年度末の預金額 (A+B-C)」の欄には、本年3月31日現在の預金額を記入すること。
- 7 「当該年度当初の預金者数」及び「当該年度末の預金者数」の欄には、それぞれ、前年4月1日現在の預金者数及び本年3月31日現在の預金者数を記入すること。
- 8 「貯蓄金管理協定に定められた預金の利率」の欄には、その利率を年利で記入すること。この場合において、毛未満の端数は、四捨五入すること。
- 9 「当該年度中の預金の保全の状況」の欄には、前年4月1日から本年3月31日までの間においてとつた預金の保全措置に関し、その方法、保全の範囲等を具体的に記入すること。

第六号書式（第十九条、第二十条関係）（日本工業規格A列3番）

雇入（雇止）届出書									
届出年月日		年月日		船舶番号、船名及び総トン数		第 号 (トン)			
届出者氏名		船 長 船舶所有者		船舶の 用途		航行区域又は 従業制限及び 従業区域			
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称				主機の種類		汽 内 燃			
				主機の出力		キロワット			
船員手帳番号、 氏名及び年齢	区別	雇入年月日 及び雇入港	雇止年月日 及び雇止港	職務	雇入期間	給料及び 手当	その他の 労働条件	備考	
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
第 号	雇入					給料当			
第 号	雇止					給料当			
計	雇入	件		雇止	件		合計	件	

記載心得

- 1 届出者の府書、主機の種類欄及び区別欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 一括届出の許可を受けている場合は、船舶番号、船名及び総トン数欄に「一括届出」と記載すること。
- 3 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 4 雇止の場合は、給料及び手当欄には記入をせず、その他の労働条件欄には雇止の事由を記載すること。
- 5 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - イ 雇入の場合は、「新規雇用」、「社内転船」、「予備船員の雇入」等の別及び船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第2項の指定を受けた職の船舶職員として乗り組む場合にあつては、その旨。更に、船員職業紹介所が取り扱つたときは、その略名。
 - ロ 雇止の場合は、「退職」、「解雇」、「社内転船」、「予備船員への編入」等の別。更に、船員法施行規則第20条の規定により、海員名簿を提示しないで届出をするときは、不提示の事由。
- 6 その他の事項については、海員名簿の記載心得を参照すること。

第七号書式 削除

第八号出式（第十九条関係）（日本工業規格A列3番）

雇入契約変更（更新）届出書									
届出年月日		年 月 日		船舶番号、船名及び総トン数		第 号 (トン)			
届出者氏名		船 長 船舶所有者		船舶の用途		航行区域又は 従業制限及び 従業区域			
船舶所有者の住所 及び氏名又は名称				主機の種類		汽 内 燃			
				主機の出力		キロワット			
船員手帳番号、 氏名及び年齢	区別	雇入年月日 及び雇入港	職務	変更(更新) 年 月 日	変更事項	新	旧	更新した 雇入契約	
第 号	変更 更新								
第 号	変更 更新								
第 号	変更 更新								
第 号	変更 更新								
計	変更		件	更新	件	合計			件

記載心得

- 1 変更事項欄には、「職務」、「有給休暇の日数」、「雇入期間」等と変更する事項の種類を、新旧各欄にはその変更の内容をそれぞれ記載すること。
- 2 総トン数、船舶の用途欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、主機の種類欄又は主機の出力欄は、変更前のものを記載すること。
- 3 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 4 その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

第九号書式（第二十二条関係）（日本工業規格A列3番）

一括届出許可申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）		
所在地	（電話）	住所（所在地）	（電話）
名称	氏名（名称）		
責任者氏名			

船員法施行規則第22条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

1 一括届出を受けようとする船舶

船名	船舶番号	総トン数	航行区域又は従業制限及び従業区域	船舶の用途	主機の出力 キロワット	航路又は漁業の種類	備考
					キロワット		
					キロワット		
					キロワット		

- 2 許可に係る船舶に乗り組む船員の労働条件
- 3 許可を受けようとする事由
- 4 許可を受けようとする期間
- 5 許可に係る船舶相互の間において、船員を転船させる方法及び体制
- 6 許可に係る船舶に乗り組む船員の労務管理体制

記載心得

- 1 船舶番号欄には、総トン数20トン未満の船舶にあつては、船舶番号のほかに船籍港も付記し、総トン数20トン未満の漁船にあつては、漁船登録番号を記載すること。
- 2 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 3 船舶の用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「漁船」等の別を記載すること。
- 4 航路又は漁業の種類欄には、船舶が2以上の航路に就航する場合は、そのすべての航路名を記載し、漁業の種類は、「まき網漁業」等と記載すること。
- 5 備考欄には、組をなして漁業に従事する漁船にあつては、主船（親船）、附属漁船、運搬船等の別を記載すること。

第十号書式（第二十三条関係）（日本工業規格A列3番）

一括届出許可申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地（電話）	住所（所在地）（電話）
名称	氏名（名称）
責任者氏名	

船員法施行規則第23条に規定する一括届出の許可を受けたいので、同条の規定により申請します。

- 1 対象となる船舶の状況

- 2 第23条第1項第2号の措置の概要

記載心得

対象となる船舶の状況には、船名、船舶番号、総トン数、航行区域又は従業制限及び従業区域、用途並びに主機の出力について記載すること。

第十一号書式（第二十四条関係）（日本工業規格A列4番）

収入紙

船長就退職等証明申請書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

申請者氏名
現住所

船員手帳番号	第 号	申請者と船舶所有者との関係	
船舶所有者の住所及び氏名			
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第 号	航行区域又は従業制限及び従業区域	
	丸	船舶の用途	
	トン	海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	第 号
就職年月日及び就職港	年 月 日		港
変更年月日及びその内容	年 月 日	新	旧
退職年月日及び退職港	年 月 日		港

※ 上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
船舶所有者氏名

印

記載心得

- 1 船舶所有者の住所及び氏名欄並びに※印欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。
- 2 就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 3 変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 4 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際トン数を付記すること。
- 5 退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。
- 6 ※印の欄は、申請者が記載した事項に誤りがないことを確認した上船舶所有者が氏名を記載して押印し、又は署名すること。
- 7 その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。

収 入
印 紙

船員手帳交付申請書

年 月 日

殿

申請者氏名

印

性 別 ()

年 月 日生

本 籍

現住所

船員手帳の交付を受けたいので、船員法施行規則第28条の規定により申請します。

記

- 1 船舶所有者の住所及び氏名又は名称
- 2 以前に船員手帳を受有していた者にあつては、その船員手帳番号

記載心得

- 1 外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。
- 2 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

収 入
印 紙

船員手帳訂正申請書

年 月 日

殿

申請者氏名 印

現住所

船員手帳の訂正を受けたいので、船員法施行規則第31条の規定により申請します。

記

- 1 船員手帳番号
- 2 訂正を受けようとする事項
新
旧
- 3 訂正を必要とする理由

記載心得

- 1 氏名の変更について訂正を申請するときは、新氏名にふりがなを附すること。
- 2 訂正を必要とする理由は、「何年何月何日転籍」等と記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

収 入
印 紙

船員手帳再交付(書換え)申請書

年 月 日

股

申請者氏名 ふりがな 印

性 別 ()

年 月 日生

本 籍

現住所

船員手帳の再交付(書換え)を受けたいので、船員法施行規則第32条の(第34条)の規定により申請します。

記

- 1 原船員手帳番号
- 2 船舶所有者の住所及び氏名又は名称
- 3 再交付(書換え)を受けようとする事由

記載心得

- 1 外国人にあつては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由には、原船員手帳が滅失し、又はき損した年月日、場所及び状況をも記載すること。
- 3 指定市町村長に対して申請するときは、収入印紙をはらないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十五号書式（第三十三条関係）（日本工業規格A列4番）

船員手帳再交付雇入関係事項証明書	
船員の氏名及び年齢	歳
船員手帳番号	
船名、総トン数並びに主機の種類及び出力	
航行区域又は従業制限及び従業区域	
船舶の用途	
職務	
船舶所有者の住所及び氏名又は名称	
船長の氏名	
雇入期間	
雇入年月日及び雇入港	年 月 日 港
更新・変更（船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間）	
海員名簿と照合し、上記のとおり相違ないことを証明する。 年 月 日 船長（船舶所有者）氏名 印	

記載心得

- 1 本証明書には、雇入契約の成立したときにおける契約について記載し、変更になった事項があるときは、変更欄にその年月日及び変更に係る新旧の事項を記載すること。
- 2 その他の事項については、雇入（雇止）届出書並びに船員手帳第六表及び第七表（雇入契約関係）の記載心得を参照すること。

第十六号書式 (第三十八条関係)

(一)

(地方運輸
局等略号)

第 号

船 員 手 帳

Mariner's Pocket Ledger

Ministry of Land, Infrastructure and Transport (地方運輸局長等名印)

Japan

(二)

写

真

欄

(六)

雇 入 契 約 関 係			
船 名 Name of ship	丸	総 ト ン 数	トン
		主機の種類及び出力	キロワット
職 務 Position		航行区域又は従業制限及び従業区域	
		船 舶 の 用 途	
		年齢18年に達する日	年 月 日
船舶所有者の住所及び氏名又は名称		船長氏名 (印)	
雇 入 期 間			(官庁受理印)
雇入年月日及び雇入港	年 月 日	港	
備 考			

(七)

更新・変更 (船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間)		
年月日及び新旧事項		(官庁受理印)
雇 止 年 月 日 及 び 雇 止 港	年 月 日	港 (官庁受理印)
備 考		

(八)

休 日 関 係							
基準労働期間		船舶所有者の氏名 又は名称 (印)	船舶に 乗り組 んでいる 期間の休 日数	陸上休 日 数	補償休日手当 を支払うべき 日数及び支払 金額	付与を延期さ れた補償休日 の日数及び延 期の理由	船員の 確認印
期間	年月日						
	自						
	至						
	自						
	至						
	自						
	至						
	自						
	至						

(九)

有給休暇関係				
付与期間			船舶所有者の氏名又は名称 (印)	船員の確認印
自年月日	至年月日	日数		
		日		

(十)

予備船員勤務関係			
予備船員編入又は解除の別	年月日	記事(勤務内容、解除事由)	船舶所有者の氏名又は名称(印)
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		

(十一)

船員保険関係						
船員保険記号番号 第 号						
標準報酬		資格取得	変更	資格喪失	船舶所有者の氏名 又は名称(印)	備考
月額	等級	年月日	年月日	年月日		
円		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		
		・	・	・		

(十二)

失業保険金支給関係							
被保険者であつた 期間		離職の事由	報酬日額	求職申込		官庁印	備考
年月日	月数			年月日	紹介所名印		
自..... 至.....	月		円				
自..... 至.....							
自..... 至.....							
自..... 至.....							
自..... 至.....							
自..... 至.....							


(十三)

失業保険金支給記録							
支給年月日	支給期間		支給日数	支給日額	支給総額	支給官庁名	備考
	年 月 日	日数	累 計				
	自	日	日	円	円		
	自						
	自						
	自						
	自						

(十四)

健康証明書 Certificate of Health					
身長		cm	検尿	たん白	
体重		kg		糖	
肺活量		cc	血液型		
運動機能			血 圧		
色 神			血 糖		
裸眼視力 (きょう正)	右() 左()		血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	
				中性脂肪	
聴 力	右 左		肝機能 検 査	HDLコレステロール	
握 力	右 左			G O T	
検 便	虫 卵			G P T	
	ヘモグロビン		γ-GTP		

(十五)

胸部 エ ッ ク ス 線 検 査	撮影年月日		既 往 症		
	フィルム番号				
				家 族 歴	
				医師の指示 及び就業上 の注意事項	
備 考					
かくたん検査		判 定 Diagnosis			
心電図検査			判定年月日		
医師住所(所属先)					
氏 名 印					

(十六)

履 歴 関 係		
海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号		第 号
		第 号
		第 号
その他の資格証明書の種類及び番号		第 号
		第 号
		第 号
教育を受けた学校、講習会、養成所等の名称及び修了年月日		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(十七)

私 用

備考

- 1 船員手帳の大きさは、縦10.5cm、横15cmとする。
- 2 表紙は、紺色（外国人に交付する船員手帳にあつては、橙色）とし、「船員手帳」の文字を金色で表示する。
- 3 第三表は、淡緑色紋彩刷とする。
- 4 外国人に交付する船員手帳にあつては、第四表中「10年間」を「5年間」と、「10years」を「5 years」とする。
- 5 第十七表の後に船員手帳記載心得及び船員手帳受有者の心得を付する。

記載心得

第六表及び第七表（雇入契約関係）

- 1 雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときに、遅滞なく、船長が記載すること。ただし、やむを得ない事由により船長が記載できないときは、船舶所有者が記載すること。
- 2 職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載し、同一職名の船舶職員が2名以上乗り組むときは、その順位（「首席」、「次席」等）を付記すること。また、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。
なお、衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物等取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。
- 3 本邦外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、船名及び職務（衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者、船舶料理士、航海当直部員及び危険物等取扱責任者を除く。）に英訳を付すること。
- 4 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 5 年齢18年以上の船員については、年齢18年に達する日欄に斜線を引くこと。
- 6 船舶所有者又は船長に関する事項について変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記して押印すること。
- 7 更新・変更欄には、船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途、職務又は雇入期間の変更又は雇入契約の更新があつたときに記載し、押印すること。
- 8 妊産婦の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を備考欄に記載し、押印すること。
- 9 届出をする以前において船員が下船するため、届出に際して船員手帳を提示できなくなる場合には、その事由を備考欄に記載すること。
- 10 備考欄には、上記のほか、船員が希望したときは、給料その他の労働条件、雇止事由等を記載し、押印すること。

第八表（休日関係）

- 1 休日を与えるときに船舶所有者が記載すること。
- 2 船員は、基準労働期間について、休日の付与又は補償休日手当の支払が終了したときは、確認印を押すこと。

第九表（有給休暇関係）

- 1 有給休暇を与えるときに船舶所有者が記載すること。
- 2 船員は、有給休暇が終了したときは、確認印を押すこと。
- 3 付与日数は、付与期間中の労働協約、就業規則等によつて定められた休日を除いた日数を記載すること。
- 4 船員が解雇され、又は退職した場合に有給休暇の付与にかえて、給料、手当及び食費を支払つたときは、付与期間欄に付与すべき日数及び支払つた金額を記載すること。

第十表（予備船員勤務関係）

- 1 予備船員へ編入し、又は予備船員から解除するときに、船舶所有者が記載すること。

- 記事欄には、編入のときは勤務の種類又は内容(「自宅待機」、「出勤待機」、「ぎ装員」等)を、解除のときはその事由(「何丸へ乗船」、「退職」、「解雇」等)を記載すること。

第十一表 (船員保険関係)

- 船舶所有者が記載すること。
- 被保険者資格の取得のときは、船員保険記号番号欄、標準報酬欄及び資格取得年月日欄に記載すること。
- 標準報酬の変更があつたときは、標準報酬欄及び変更年月日欄に記載すること。
- 被保険者資格の喪失があつたときは、資格喪失年月日欄に記入すること。

第十二表 (失業保険金支給関係)

求職の申込みを受けた職業紹介所において記載すること。

第十三表 (失業保険金支給記録)

失業保険金支給官庁において記載すること。

第十四表及び第十五表 (健康証明書)

- 船員法施行規則第57条に規定する医師が記載すること。
- 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、判定に英訳を付すること。

第十六表 (履歴関係) 及び第十七表 (私用)

船員手帳受有者が適宜記載すること。

船員手帳受有者の心得

- 船員は、必ず船員手帳をもたなければなりません。
- 船員手帳は、雇入、雇止などの公認をうけるとき、求職の申込みをするとき、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるときに必要であり、また、履歴や身分の証明になるものですから、大切にしてください。
- 船員手帳に書いてある氏名、本籍(外国人のときは、国籍)、生年月日が変わったとき、又はまちがっているときには、すぐ、「地方運輸局等の事務所」へ行つて、訂正してもらわなければなりません。
- 船員手帳がなくなつたとき、破れたり余白がなくなつたりして使えなくなつたとき、写真がだめになつたときには、すぐ「地方運輸局等の事務所」へ行つて、新しい船員手帳を交付してもらるか、写真をはりかえてもらわなければなりません。
- 有効期間を過ぎた船員手帳でも、求職の申込みをするとき、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるときには、使えます。また、履歴の証明にもなりますから、大切に保存してください。
- 他人の船員手帳を使つた者、船員手帳を勝手に書きかえた者、船員手帳を破棄した者、船員手帳に関する必要な手続をしなかつた者は、相当の罰をうけます。
- 船員手帳は、船に乗っている間は船長に保管してもらい、船から下りるときに返してもらつてください。
- 雇入契約の成立等の届出、船員保険などについてわからないことがあれば、「地方運輸局等の事務所」できいてください。
- 「地方運輸局等の事務所」というのは、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局、海事事務所、船員に関する事務を扱うこととされている市町村役場のことです。

（一）

収 入
印 紙

船員手帳記載事項証明申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

申請者氏名 印

現 住 所

別紙の船員手帳記載事項について証明を受けたいので、船員法施行規則第39条の規定により申請します。

記

- 1 証明を受けようとする事項の記載されている船員手帳の番号及び交付年月日
- 2 証明書の通数 通
- 3 証明書の用途

(二)

船員手帳記載事項証明書

氏 名

年 月 日生

本 籍

船員手帳の番号及び交付年月日

区別	年月日	船 名	総トン数	主機の種類 及び出力	航行区域 又は従業 制限及び 従業区域	船舶の 用途	職務
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

記載心得

- 1 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 2 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 3 区別欄には、雇入（就職）、雇止（退職）又は変更の別を記載すること。
- 4 船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず、該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 5 雇止（退職）の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。
- 6 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十六号の三番式（第四十二条関係）

報 酬 支 払 簿

氏 名													
計 算 期 間	船 名	職 務	報 酬 額				控 除 額			現 金 支 給 額	家 族 渡 額	支 払 月 日	領 収 印
			給 料	割 増 手 当	そ の 他 の 報 酬	合 計	租 税 船 員 保 険 料 そ の 他	立 替 金	合 計				

記載心得

- 1 給料は、歩合制によるときは、船員法第58条第1項の雇入契約に定める一定額を記載すること。
- 2 領収印は、これを得られないときは、受領書をもつて代えることができる。

時間外労働協定届出書

年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

時間外労働に関する協定を締結したので、船員法第64条の2の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 使用する船員数 | 人 |
| 2 労働組合加入者数等 | 人 |
| 3 労働組合の名称等 | |

記載心得

- 1 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。
- 2 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

補償休日労働協定届出書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

補償休日の労働に関する協定を締結したので、船員法第65条の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 使用する船員数 | 人 |
| 2 労働組合加入者数等 | 人 |
| 3 労働組合の名称等 | |

記載心得

- 労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。
- 労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。

第十六号の五書式（第四十五条の二関係）

休 日 付 与 簿

氏 名		乗組み関係		基準労働期間		船舶に乗り組んでいる期間以外において付与すべき補償休日の日数	陸 上 休 日		補償休日手当			補償休日の労働		備考		
基準労働期間の起算日及び末日	船名	期 間	職 務	船舶に乗り組んでいる期間内に付与した休日			日 数	年 月 日	日 数	年 月 日	日 数	支払金額	受領印		日 数	年 月 日
				日 数	年 月 日											
自																
至																

記載心得

- 1 船舶に乗り組んでいる期間以外において付与すべき補償休日の日数は、基準労働期間ごとの合計も併わせ記入すること。
- 2 補償休日の付与の延期があつたときは、備考欄に記載すること。
- 3 補償休日手当の受領印は、受領証をもつて代えることができる。

第十六号の六書式（第四十八条関係）（日本工業規格A列3番）

許 可 申 請 書

年 月 日

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

申請者氏名

下記の船舶について船員法第71条第1項第3号の許可を受けたいので、船員法施行規則第48条の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称		
船舶所有者の住所		
船舶の名称		
用途		
総トン数		
航行区域		
就航航路又は作業海域		
職務別乗組員数	職 務	員 数
許可を受けようとする事由		
許可を受けようとする期間		

記載心得

- 1 用途欄には、「はしけ」、「水先船」、「給水船」、「給油船」、「ひき船」等の別を記載すること。
- 2 就航航路又は作業海域欄には、「東京港—千葉港」、「瀬戸内海」等と記載すること。
- 3 職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載すること。

第十七号書式（第六十七条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

国土交通大臣 殿

災害補償審査（仲裁）申請書

住所

氏名印

遺族のときは続柄

氏名		生年月日	年 月 日	標準報酬月額	
船員手帳番号	第 号	職 務			
船 名	丸	船舶所有者	住所		
災害発生の年月日	年 月 日		氏名又は名称		
災害発生の場所		関係者	船長	住所	
				氏名	
災害の原因、状態及び処置の状況			医師	住所	
				氏名	
			その他	住所	
				氏名	
審査（仲裁）請求の理由					

記載心得

- 1 この申請が、審査又は仲裁のいずれかの申請であるときは、不用の文字は抹消すること。
- 2 災害に対する原因、状態等は、明瞭にこれを記し、それに対し審査、仲裁申請の要点をはつきり記載すること。

記載心得

- 1 船員法の適用を受ける船舶並びにこれに乗り組む船員及びこれに乗り組むため雇用されている予備船員の10月1日現在における状況を記載し、10月末日までに提出すること。
- 2 経営形態欄には、「個人」、「株式会社」、「協同組合」等の別を記載すること。
- 3 加盟船舶所有者団体の名称欄には、「外航労務部会」、「内労協」、「一洋会」、「全内航」、「大型カーフェリー」の別を記載すること。また、船舶所有者団体には加盟していないものの、他の船舶所有者団体と労働組合が締結した労働協約を準用している場合は、「盟外」と記載するとともに（ ）書きでその船舶所有者団体の名称を記載すること。
- 4 雇用船員数（予備船員数を除く。）及び所属船舶の状況には、当該事務所に属する船舶の状況について記載すること。
 - イ 運航形態欄には、「外航船」、「内航船」、「漁船」、「その他」の別を記載すること。
 - ロ 用途欄には、「旅客船」、「貨物船」、「油送船」、「鉱石専用船」、「ひき船」、「漁船」等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、「まぐろはえなわ」、「かつお一本づり」、「突棒」等）を含む。）を記載すること。
 - ハ 主な就航航路又は操業区域欄には、「函館一青森」、「北海道一京浜」、「瀬戸内海」、「東支那海」等と記載すること。
 - ニ 乗組船員数欄には、10月1日現在の乗組船員数を記載すること。
 - ホ 10月1日現在稼働していない船舶については、「係船」、「修繕」、「ぎ装」等その状態を備考欄に記載すること。
 - ヘ 他から借り入れた船舶、船員の共同雇用を行っている船舶等については、その旨を、備考欄に記載すること。
- 5 非雇用船員とは、船舶所有者である乗組船員及び労働の対償として給料その他の報酬を受けない乗組船員をいう。
- 6 労働組合の状況には、雇用船員の加入している労働組合が2以上あるときは、それぞれについて、名称、加入者数及び労働協約の有無を記載すること。

第二十号書式（第七十三条関係）（日本工業規格A列4番）

、災害疾病発生状況報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）〔①災害・疾病〕

地方運輸局長
運輸監理部長 殿

年 月 日提出

主たる船員の労務管理を行う事務所	船舶所有者（本社）
所在地： (電話)	住所（所在地）： (電話)
名称	氏名（名称）
担当者氏名	常時使用する船員数

発 年 月 日	年 月 日	船 員 の 年 齢	歳	性 別	男・女	職 名	国籍	日本人・外国人
②船舶の 用途		総トン数	トン	傷病 名			④作業員数	人

⑤ て 人 末	1) 災害発生場所			
	2) 災害発生時の作業			
	3) 災害発生の要因（Ⅰ気象、海象 Ⅱ船舶・船内設備、積荷等 Ⅲ作業行動、船内における作業環境）			
	4) 発生した災害の内容			
	5) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置			
⑥休業日数	日	⑦身体障害		⑧下船・退職等

記載心得

- 1 前年4月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生当日を含めて3日以上休業した船員（死亡し又は行方不明となつた者を含む。）について記載し、4月末日までに提出すること。
- 2 災害と疾病の別に区分し、それぞれ別葉に記載すること。また、(①災害・疾病)欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを○で囲むこと。
- 3 ②の欄には、旅客船、貨物船、油送船、鉱石専用船、ひき船、漁船等の別（漁船にあつては、従事する漁業の種類（例えば、まぐろはえなわ、かつお一本づり、突杵等）を含む。）を記載すること。
- 4 ③の欄には、頭部裂傷、半身火傷、虫垂炎、流感等と記載し、傷病名が不明確な場合は、下痢、腹痛等主な症状を記載すること。
- 5 ④の欄には、てん末の欄の2) 災害発生時の作業に従事していた人数を記載すること。
- 6 ⑤の欄には、次のイからハまでの規定に従つて記載すること。ただし、疾病の原因については、それが明白な場合を除き、記載することを要しない。
 - イ 2) には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、揚投網、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の態様について記載し、作業に従事していなかつた場合は、「作業時間外」と記載すること。
 - ロ 3) のⅠからⅢまでは、災害発生の要因となつたもの全てについて記載すること。また、ⅠからⅢまでの事項に、どのような不安全又は有害な状態があつたのか詳細に記載すること。
 - ハ 3) Ⅲの「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、安全ベルト、作業用救命衣及び作業衣の使用その他の作業の実施に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整とんの状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。
- 7 ⑥の欄には、災害・疾病のため職務に従事することができなかつた日数（発生当日を含む。なお、治療中であつて医師の診断により見込日数が明らかな場合はその日数とする。）を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合は記載することを要しない。
- 8 ⑦の欄には、疾病のなおつた後に7号表に定める障害が存するときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡（即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。）又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおつていないときであつて、障害の程度が明らかでない場合は、本欄に記載することを要しない。この場合において、障害の程度が明らかになつたときは、遅滞なく別にその旨を報告すること。（書式は任意とする。）
- 9 ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外国で下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

第二十一号書式 削除

7 船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項は、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（船長による統括管理）

第1条の2 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項に関し船長に統括管理させ、かつ、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者の間の調整を行わせなければならない。

（安全担当者の選任）

第2条 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行なうために、船長の意見をきいて、甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部について当該部の海員の中からそれぞれ安全担当者を選任しなければならない。

2 船舶所有者は、船内における各部の構成上やむを得ない場合においては、1の部の安全担当者を他の部の安全担当者に兼任させることができる。ただし、もっぱら漁獲物を冷凍し、若しくは加工する作業又はサルベージ、ケーブル布設若しくはしゅんせつの作業を行なう海員が20名をこえる部における安全担当者については、この限りでない。

（安全担当者の資格）

第3条 安全担当者は、当該部の業務に2年以上従事した経験を有する者であつて、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第2条第1号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。

一 第77条及び第78条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。

二 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書を受有しており、かつ、船員法（昭和22年法律第100号。以下「法」という。）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）及び船舶安全法（昭和8年法律第11号）並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

（安全担当者の選任の特例）

第4条 船舶所有者は、海員が常時20人以下である漁船又は漁船以外の海員が

常時10人以下である船舶については、船長を安全担当者を選任することができる。この場合において、前条第2項に規定する船舶の船長にあつては、同項に規定する講習の課程を修了した者でなければならない。

2 前項の規定により、船長を安全担当者を選任する場合は、前2条の規定は、適用しない。

(安全担当者の業務)

第5条 船舶所有者は、次に掲げる事項を、安全担当者に行わせなければならない。

- 一 作業設備及び作業用具の点検及び整備に関すること。
- 二 安全装置、検知器具、消火器具、保護具その他危害防止のための設備及び用具の点検及び整備に関すること。
- 三 作業を行う際に危険な又は有害な状態が発生した場合又は発生するおそれのある場合の適当な応急措置又は防止措置に関すること。
- 四 発生した災害の原因の調査に関すること。
- 五 作業の安全に関する教育及び訓練に関すること。
- 六 安全管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

(改善意見の申出等)

第6条 安全担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、作業設備、作業方法等について安全管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があつた場合は、その意見を尊重しなければならない。

(消火作業指揮者の選任)

第6条の2 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかに適合する安全担当者の中から、消火作業指揮者を選任しなければならない。ただし、総トン数20トン未満の船舶（以下「小型船」という。）については、この限りでない。

- 一 船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第1号から第4号までに掲げる海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）に係る海技免許を受けていること。
- 二 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けていること。
- 三 船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第1第3号に規定する消火講習であつて同法第4条第2項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

(消火作業指揮者の業務)

第6条の3 船舶所有者は、次に掲げる事項を、消火作業指揮者に行わせなければならない。

- 一 消火設備及び消火器具の点検及び整備に関すること。
- 二 火災が発生した場合の消火作業の指揮に関すること。

三 発生した火災の原因の調査に関すること。

四 火災の予防に関する教育並びに消火作業に関する教育及び訓練に関すること。

(改善意見の申出等)

第6条の4 消火作業指揮者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、消火設備、消火作業に関する訓練等について火災予防及び消火作業に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、この意見を尊重しなければならない。

(衛生担当者の選任)

第7条 船舶所有者は、船内においてこの省令に定める事項を行うために、船長の意見を聴いて、次のいずれかの要件に適合する海員の中から（小型船にあつては、船内の衛生管理に関する知識を有する海員の中から）、衛生担当者を選任しなければならない。ただし、法第82条の規定により医師が乗り組んでいる場合又は法第82条の2第1項の規定により衛生管理者が選任されている場合は、この限りでない。

一 第6条の2第1号又は第2号に掲げる要件

二 船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第1第3号に規定する救命講習又は機関救命講習であつて同法第4条第2項に規定する登録海技免許講習実施機関が実施するものの課程を修了していること。

2 第4条第1項の規定は、衛生担当者の選任について、準用する。

(衛生担当者の業務)

第8条 船舶所有者は、次に掲げる事項（小型船にあつては、第4号に掲げる事項を除く。）を、衛生担当者に行わせなければならない。

一 居住環境衛生の保持に関すること。

二 食料及び用水の衛生の保持に関すること。

三 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。

四 負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置に関すること。

五 発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。

六 衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

(改善意見の申出等)

第9条 衛生担当者は、船長を経由し、船舶所有者に対して、衛生設備、居住環境等について衛生管理に関する改善意見を申し出ることができる。この場合において、船長は、必要と認めるときは、当該改善意見に自らの意見を付すことができる。

2 船舶所有者は、前項の申出があった場合は、その意見を尊重しなければならない。

(補助者)

第10条 安全担当者、消火作業指揮者又は衛生担当者は、必要と認めるときは、その補助者を指名することができる。

(安全衛生に関する教育及び訓練)

第11条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

- 一 船内の安全及び衛生に関する基礎的事項
- 二 船内の危険な又は有害な作業についての作業方法
- 三 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法
- 四 船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容
- 五 乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

2 液体化学薬品タンカー（船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号。以下「施行規則」という。）第77条の3に規定する液体化学薬品タンカーをいう。以下同じ。）又は液化ガスタンカー（施行規則第77条の3に規定する液化ガスタンカーをいう。以下同じ。）の船舶所有者は、当該船舶の船員に、貨物の取扱方法、保護具の使用法並びに貨物の漏えい、流出及び火災その他の非常の際における措置に関する訓練を実施しなければならない。

(船員の意見を聴くための措置)

第12条 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項について、船員の意見を聴くため、船内において、適当な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、船内において安全又は衛生に関する委員会を設けた場合は、船長をその委員長とし、かつ、船員の選んだ委員を参加させなければならない。

(記録の作成及び保存)

第13条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、その都度記録を作成し、これを3年間主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に保存しなければならない。

- 一 第11条の規定により行った教育及び訓練に関する事項
- 二 安全担当者、消火作業指揮者、医師、衛生管理者又は衛生担当者から改善の申出があった事項
- 三 前条の規定により講じた措置
- 四 発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病（船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第32号）の規定により記録しなければならないものを除く。）に関する事項
- 五 第40条の2の規定による飲用水に係る検査、改善措置又は洗浄
- 六 その他安全又は衛生に関して講じた重要な改善の措置

(規定の作成)

第14条 船舶所有者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が、火災その他の災害又は負傷若しくは疾病を防止するため特に必要があると認めて安全管理、火災予防及び消火作業又は衛生管理に必要な規定の作成を命じた場合は、これを作成しなければならない。

第15条 削除

(船員の遵守事項)

第16条 船員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第24条に定める防火標識又は禁止標識のある箇所における当該標識に表示された禁止行為
 - 二 第46条から第48条まで又は第69条第1項の規定により禁止された火気の使用又は喫煙
- 2 船員は、第47条第2項、第48条から第51条第1項まで、第53条から第65条第1項まで、第66条第1項、第67条、第68条第1項、第69条第1項又は第71条第2項から第73条までに規定する作業において保護具の使用を命ぜられたときは、当該保護具を使用しなければならない。
- 3 船員は、第51条第1項、第52条第1項、第57条第1項、第66条第1項又は第68条第1項に規定する作業において命綱、安全ベルト又は作業用救命衣の使用を命ぜられたときは、当該命綱、安全ベルト又は作業用救命衣を使用しなければならない。

第2章 安全基準及び衛生基準等

第1節 安全基準

(作業環境の整備等)

第17条 船舶所有者は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整とんするとともに、船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努めなければならない。

(接触等からの防護)

第18条 船舶所有者は、機械又は動力伝導装置の回転軸、歯車、はずみ車、調車その他の運動部分で通常の作業の際に接触するおそれのあるものには、囲い、手すり、おおい又は踏切橋を設けなければならない。

2 船舶所有者は、掃除、注油、修理その他の作業を行なう場合であつて、墜落、転倒等により前項の運動部分に接触するおそれのあるときは、安全な足場を設けなければならない。

3 船舶所有者は、蒸気、熱湯その他の高温の気体又は液体が通る管で通常の作業の際に接触するおそれのあるものは、その部分を被覆しなければならない。

(通行の安全)

第19条 船舶所有者は、船外との通行は、げん梯又は手すり及び踏みさんを施した幅40センチメートル以上の歩み板によらせなければならない。ただし、やむを得ない理由により、げん梯又は歩み板を用いることができない場合であつて、通行の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、夜間における船外との通行の安全を確保するために必要な照明を施さなければならない。

3 船舶所有者は、積荷、漁具等を甲板上に積載する場合は、できる限り、げん

側から離れた場所に通路を確保しておかなければならない。ただし、やむを得ない理由により、積荷、漁具等の上を通行の用に供する場合は、その上面を歩行に適するよう平らにし、かつ、その両側に、30センチメートル以内の間隔に配した横棒を備える高さ1・22メートル以上の保護柵又はこれに相当する保護索を設けなければならない。

(器具等の整頓)

第20条 船舶所有者は、落下、転倒、接触等により危害を及ぼすおそれのある刃物、工作用具等の器具又は用具及び予備部品を固定させ、被覆し、又は収納箱に入れておかなければならない。

(密閉区画からの脱出装置等)

第21条 船舶所有者は、凍結室、冷凍庫その他の密閉された区画であって船員が通常その中で作業するものには、内部から操作できる開扉装置又は呼鈴その他の信号装置を設けなければならない。

(燃え易い廃棄物の処理)

第22条 船舶所有者は、油の浸みた布ぎれ、木くずその他の著しく燃え易い廃棄物は、防火性のふた付きの容器に収める等これを安全に処理しなければならない。

(液化石油ガスの取扱い)

第22条の2 船舶所有者は、液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。次項において同じ。）を燃料として調理作業等を行わせる場合は、調理作業等の場所を十分に換気するとともに、当該場所を無人の状態にしない等危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、液化石油ガスのボンベを切り換え、又は取り換える作業を行わせる場合は、作業を開始する前に、安全性を確認するとともに、作業を開始する旨を船員に周知させなければならない。

(管系等の表示)

第23条 船舶所有者は、船内の管系及び電路の系統の種別を告示で定める識別標準により表示しなければならない。

(安全標識等)

第24条 船舶所有者は、危険物（危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条第1号に掲げる危険物（常用危険物（同条第2号に掲げる常用危険物をいう。以下同じ。）を除く。）及び同条第1号の2に掲げるばら積み液体危険物をいう。以下同じ。）又は国土交通大臣の指定する常用危険物を積載する場所の見やすい箇所に、日本工業規格Z9104「安全標識」（以下「安全標識」という。）に定める防火標識、禁止標識又は危険標識を施さなければならない。この場合において、火薬庫については、安全標識に定める第3種標識によらなければならない。

2 船舶所有者は、前項のほか、消火器具置場、墜落の危険のある開口、高圧電路のろ出箇所、担架置場等船内の必要な箇所に、安全標識に定める防火標識、

禁止標識、危険標識、注意標識、救護標識又は用心標識を適宜施すよう努めなければならない。

3 船舶所有者は、前2項の箇所のうち必要と認めるもの及び次に掲げる箇所に、夜光塗料を用いて方向標識又は指示標識を施さなければならない。ただし、非常照明装置が設けられている箇所については、夜光塗料を用いなくてもよい。

一 非常の際に脱出する通路、昇降設備及び出入口

二 消火器具置場

(油に関する文書の備置き)

第24条の2 船舶所有者は、油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第2号に掲げる油をいう。）を運送する場合にあっては、当該油に関し次に掲げる事項が記載された文書を船内に備え置かなければならない。

一 名称

二 荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合にあっては、その者）の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号

三 危険性又は有害性の要約

四 成分及びその含有量

五 物理的及び化学的性質

六 安定性及び反応性

七 人体に及ぼす作用

八 取扱い上の注意

九 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

(照明)

第25条 船舶所有者は、作業を行なわせる場合は、作業の安全を確保するのに十分な照明を施さなければならない。

(床面等の安全)

第26条 船舶所有者は、作業場所及び通路の床面をつまづき、すべり、踏み抜き等のおそれのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、作業場所、通路又は昇降設備における突出部分で作業又は通行の際に接触し、又は衝突して危害を生ずるおそれのあるものを被覆する等適当な措置を講じなければならない。

(足場等の安全)

第27条 船舶所有者は、足場及び歩み板は、著しく損傷、変形又は腐しよくしていない材料を用い、使用の目的に応じた丈夫な構造としなければならない。

(海中転落の防止)

第27条の2 船舶所有者は、海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、保護柵を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

(経験又は技能を要する危険作業)

第28条 船舶所有者は、次に掲げる作業は、当該作業を所掌する部の業務に6月以上従事した経験を有する者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条の規定により当該作業を所掌する部の海技免許を受けた者、同法第23条第1項の規定により当該作業を所掌する部の船舶職員（同法第2条第2項に規定する船舶職員をいう。）になることについての承認を受けている者若しくは国土交通大臣が当該作業について認定した資格を有する者でなければ、これを行わせてはならない。ただし当該作業の熟練者の指揮の下に作業を行わせる場合は当該作業を所掌する部の業務に3月以上従事した経験を有する者に当該作業を行わせることができる。

一 揚びょう機、ラインホーラー、ネットホーラーその他のびょう鎖、索具、漁具等を海中に送入手、若しくは巻き上げる機械を操作し、又はこれらの機械により海中に送入手若しくは巻き上げ中のびょう鎖、索具、漁具等の走行を人力で調整する作業

二 クレーン、ウィンチ、デリックその他の重量物を移動する機械又は装置を操作する作業

三 フォークリフトの運転の作業

四 運転中の機械又は動力伝導装置の運動している部分の注油、掃除、修理若しくは検査又は運動している調帯の掛換えの作業

五 切削又はせん孔用の工作機械を使用する作業

六 推進機関用の重油専焼罐に点火する作業

七 揚貨装置又は陸上のクレーン若しくはデリックの玉掛け作業

八 はい（積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業

九 刃物を用いて鯨体を解体する作業

十 床面から2メートル以上の高所であって、墜落のおそれのある場所における作業

十一 げん外に身体の重心を移して行う作業

十二 危険物の状態、酸素の量又は人体に有害な気体を検知する作業

十三 石炭、鉄鉱石、穀物、石油その他の船倉内の酸素の欠乏の原因となる性質を有する物質をばら積みで運送する船舶において、これらの物質を積載している船倉内で行う作業

十四 電気工事作業（感電のおそれのあるものに限る。）

十五 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

十六 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスを製造する作業

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号、第6号、第7号、第12号又は第13号に掲げる作業については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録危険作業講習」という。）の課程を修了した者に当該作業を行わせることができる。

3 船舶所有者は、ヘルメット式潜水器、マスク式潜水器その他の潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受け

て水深10メートル以上の場所において行う作業は、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第52条の規定による潜水士の免許を受けた者でなければ、これを行わせてはならない。

第2節 衛生基準

（船内衛生の保持）

第29条 船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康の保持を図るよう努めなければならない。

（就業を禁止する船員）

第30条 船舶所有者は、精神の機能の障害により作業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない船員と医師が認めるものを作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、施行規則第2号表第3号に掲げる疾病であつて医師が船内労働に適さないと認めるものにかかった船員を作業に従事させてはならない。

（医師の診断）

第31条 船舶所有者は、法第81条第3項各号に掲げる船員に該当する疑いのある船員については、遅滞なく医師の診断を受けさせなければならない。

2 医師は、前項の診断を受けた船員が前条第1項に規定する船員に該当するかどうかを判断する場合においては、当該船員の障害の程度、経歴及び職務を考慮するものとする。

（特殊な作業に従事する船員に対する健康検査）

第32条 船舶所有者は、次の各号に掲げる船員については、当該各号に定める事項について、施行規則第55条の規定による検査の際及びその6月後に、法第83条の国土交通大臣の指定する医師（以下「指定医師」という。）により検査を受けさせなければならない。ただし、検査を受けさせるべき時期に当該船員の乗り組んでいる船舶が航海中である場合は、当該航海の終了後遅滞なく受けさせればよい。

一 国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者 当該有害物の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査、尿検査、血液検査、神経系検査その他の臨床医学的検査

二 専ら石炭をたく作業に従事している者 当該作業の人体に与える障害の認知に必要な胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査その他の臨床医学的検査

三 専ら潜水作業に従事している者 施行規則第55条第1項第1号から第4号までに掲げる検査（指定医師が必要でないものと認めたものを除く。）

2 船舶所有者は、前項第1号の船員について雇入契約が終了する場合又は雇入契約を解除する場合であつて当該船員が当該雇入契約の終了又は解除のとき

(以下この項において「下船の時」という。)より前6月以内に同号の検査を受けていないときは、当該船員に同号の検査を受けさせなければならない。ただし、胸部エックス線直接撮影検査又はミラーカメラを用いて行う胸部エックス線間接撮影検査については、下船の時より前6月以内に当該船員が施行規則第55条の規定による検査の際に受けている場合は、これを省略するものとする。

3 船舶所有者は、前2項の検査の結果、当該船舶に乗り組み、又は当該作業に従事することが不相当であると判定された船員を、引き続き当該船舶に乗り組ませ、又は当該作業に従事させてはならない。

4 第1項及び第2項の検査に要する費用は、雇用中の船員については、船舶所有者の負担とする。

(通風及び換気)

第33条 船舶所有者は、機関室、調理室等高温又は多湿の状態にある船内の作業場には、通風、換気等温湿度調節のための適当な措置を講じなければならない。

(ねずみ族及び虫類の駆除)

第34条 船舶所有者は、居住設備、衛生設備その他ねずみ族又は虫類のひそみやすい場所については、毎年1回以上薬品によりねずみ族又は虫類を駆除する措置を講じなければならない。

2 検疫法(昭和26年法律第201号)第25条ただし書の証明書を有する船舶については、当該証明書の発行の日から6月間は、前項の規定にかかわらず、同項の措置を講じなくてもよい。

3 船舶所有者は、第1項の措置を講ずるため船員にくん蒸を行なわせる場合には、国土交通大臣が指定する薬品を使用してはならない。

(手を洗う設備)

第35条 船舶所有者は、船内の適当な場所に手を洗うことのできる設備を設けなければならない。

(便所)

第35条の2 船舶所有者は、船内の便所について、その本来の用途において船員が常時使用できる状態に維持しなければならない。

(調理作業)

第36条 船舶所有者は、調理作業を行なわせる場合は、当該作業に従事する者に、清潔な衣服を着用させ、手を洗淨させる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、ちゅう房用器具、食器等調理用又は食事用の器具を清潔に保たなければならない。

3 船舶所有者は、調理作業に従事する者以外の者を、調理作業を行なう場所にみだりに立ち入らせてはならない。

(食料の貯蔵)

第37条 船舶所有者は、食料の貯蔵については、食料の種類に応じた保存方法

を講ずるとともに貯蔵設備を清潔に保たなければならない。

- 2 船舶所有者は、食料の調理にあたっては、その鮮度を確認させ、洗浄を行なわせる等衛生上必要な措置を講じなければならない。

(清水の積み込み及び貯蔵)

第38条 船舶所有者は、清水を積み込む場合は、清浄なものを積み込まなければならない。かつ、これを衛生的に積み込み、及び保つために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 清水の積み込み前には、元せん及びホースを洗浄すること。
- 二 清水用の元せん及びホースは、専用のものであること。
- 三 清水用の元せんにはふたをつけ、ホースは清潔な場所に保管すること。
- 四 清水タンクに使用する計量器具は、専用のものであるとし、かつ、清潔に保存すること。
- 五 飲用水のタンクで内部がセメント塗装のものは、貯蔵する清水を清浄に保ちうる状態まであく抜きをすること。
- 六 その他清水を衛生的に保つための必要な措置

(河川水等の使用制限)

第39条 船舶所有者は、河川の水又は港内の海水を調理用又は浴用に使用してはならない。

(飲用水タンク等)

第40条 船舶所有者は、飲用水のタンク及び飲用水の管系には飲用水以外のものを貯蔵し、又は通させてはならない。ただし、やむを得ない理由のある場合であって、飲用水が汚染しないための措置を講ずるときは、この限りでない。

- 2 船舶所有者は、飲用水を常に船員が飲用しうるよう設備しておかななければならない。

(飲用水の水質検査等)

第40条の2 船舶所有者は、飲用水のタンクに積み込まれた飲用水（小型船に積み込まれたものを除く。次項及び第3項において単に「飲用水」という。）について、少なくとも1年に1回、地方公共団体等の行う水質検査を受けなければならない。ただし、最後に水質検査を受けた日から1年を経過した日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該船舶が国内の港に到着した後遅滞なく水質検査を受ければよい。

- 2 船舶所有者は、前項の水質検査の結果、当該飲用水の水質が飲用に適しないと判定された場合は、速やかにタンク内の飲用水の交換その他必要な措置を講じなければならない。この場合において、地方運輸局長が必要と認めるときは、これらの措置を実施後、速やかに水質検査を受け、当該飲用水が飲用に適することについて水質検査を行う地方公共団体等の確認を受けなければならない。
- 3 船舶所有者は、少なくとも1月に1回、飲用水に含まれる遊離残留塩素の含有率についての検査を行わなければならない。この場合において、遊離残留塩素の含有率が100万分の0.1未満であったときは、船舶所有者は、速やかに改善措置を講じなければならない。

4 船舶所有者は、少なくとも2年（船舶安全法第10条第1項ただし書に規定する船舶にあっては、3年）に1回、飲用水のタンク、当該タンクに付属する管系等の洗浄を行わなければならない。ただし、最後に洗浄を行った日から当該期間を経過した日に、船舶が航海中であり、又は外国の港にある場合は、当該日から6月以内に洗浄を行えばよい。

（伝染病の予防）

第41条 船舶所有者は、船舶が別表第1に定める伝染病が発生している地域又は発生するおそれのある地域におもむく場合は、予防注射の実施、衛生用品の整備、伝染病の予防に必要な注意事項に関する教育等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 船舶所有者は、前項の地域においては、食料及び飲用水の購入の制限、外来者に対する防疫の措置、衛生状態に関する情報の収集等感染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（伝染防止）

第42条 船舶所有者は、船内において伝染病又は伝染病の疑いのある疫病が発生した場合は、患者の隔離、患者の使用した場所、衣服、器具等の消毒、なま水及びなま物の飲食の制限等伝染防止のために必要な措置を講じなければならない。

（救急措置に必要な衛生用品）

第42条の2 船舶所有者は、液体化学薬品タンカー及び液化ガスタンカーには、他の法令において備えなければならないものを除き、貨物の性状に応じた解毒剤、つり上げ用担架及び酸素吸入器を備えなければならない。

（医療機関との連絡）

第43条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

第3節 検知器具及び保護具

（検知器具）

第44条 船舶所有者は、酸素が欠乏するおそれのある場所における作業を行なわせる船舶には、酸素の量を計るために必要な検知器具を備えなければならない。

2 船舶所有者は、危険物のうち、人体に有害な気体を発散するおそれのある物質を積載する船舶には、当該気体の量を計るために必要な検知器具（他の法令において備えなければならないものを除く。）を備えなければならない。

（保護具）

第45条 船舶所有者は、船員に使用させるべき保護具については、他の法令の規定により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上を船舶に備え、常時有効、かつ、清潔にこれを保持しなければならない。

- 2 船舶所有者は、前項の保護具のうち、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機については、少なくとも1月に1回これらを点検しなければならない。
- 3 船舶所有者は、液体化学薬品タンカーにおいては、新品又は洗浄後未使用である場合を除き、保護具及び作業衣を居住場所から隔離して保管しなければならない。

第3章 個別作業基準

(火薬類を取り扱う作業)

第46条 船舶所有者は、もり銃への火薬の装てん等火薬類を取り扱う作業（火薬類の荷役作業を除く。）を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- 二 作業場所に燃え易い物を置かないこと。
- 三 作業場所の床面にマットレスを敷く等により、衝撃を防止すること。
- 四 作業場所においては、火花を発生し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- 五 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

(塗装作業及び塗装剥離作業)

第47条 船舶所有者は、引火性若しくは可燃性の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装の剥離作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業場所における火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- 二 作業場所においては、火花を発生し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- 三 作業に使用した布ぎれ又は剥離したくずは、みだりに放置しないこと。
- 四 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。
- 五 作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

2 船舶所有者は、人体に有害な性質の塗料又は溶剤を使用して塗装又は塗装剥離の作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に、マスク、保護手袋その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(溶接作業、溶断作業及び加熱作業)

第48条 船舶所有者は、溶接、溶断又は加熱の作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業を開始する前に、溶接装置の各部を点検するとともに、作業場所及び隣接する区画には、可燃性又は爆発性の気体がないことを確認すること。
- 二 作業場所及び隣接する区画には、燃えやすい物を置かないこと。
- 三 アセチレン発生器の付近においては、火気の使用及び喫煙を禁止すること。
- 四 アセチレン発生器の付近においては、火花を発生し、又は高温となって点火源となるおそれのある器具を使用しないこと。
- 五 アセチレン発生器は、高温の場所、換気の悪い場所又は振動の激しい場所

にこれを置かないこと。

- 六 電気溶接装置を使用して行う作業は、身体がぬれた状態で作業に従事させないこと。
- 七 作業に従事する者に保護眼鏡及び保護手袋を使用させること。
- 八 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。
- 九 作業場所の付近に、適当な消火器具を用意すること。

(危険物等の検知作業)

第49条 船舶所有者は、危険物の状態又は人体に有害な気体若しくは酸素の量を検知する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 検知器具の作動状態を点検すること。
- 二 検知のために必要な試料を採取する場合は、船倉、密閉された区画等危険物が存在し若しくは存在した場所又は人体に有害な状態が存するおそれのある場所に立ち入らないで、これを行なうこと。
- 三 やむを得ず前号に掲げる場所に立ち入る場合は、作業に従事する者に危険物又は人体に有害な状態の性質に応じた呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
- 四 作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、ただちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。
- 五 身体の異常を訴えた者には、すみやかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- 六 当該作業により汚染し、又は汚染したおそれのある物を居住場所に持ち込ませないこと。
- 七 当該作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。

(有害気体等が発生するおそれのある場所等で行う作業)

第50条 船舶所有者は、人体に有害な気体が発散するおそれのある場所又は酸素が欠乏するおそれのある場所において作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業を開始する前に、及び作業中少なくとも30分に1回、当該場所における人体に有害な気体又は酸素の量について検知を行い、人体に危害を及ぼすと認められた場合は、換気すること。
- 二 作業中適宜換気を行うとともに、作業に従事する者に呼吸具、保護眼鏡、保護衣、保護手袋その他の必要な保護具を使用させること。
- 三 作業に従事する者が頭痛、めまい、吐気等の身体の異常を訴えた場合その他事故があった場合は、直ちに作業を中止させ、安全性の確認が得られるまでは、作業を再開させないこと。
- 四 身体の異常を訴えた者には、速やかに、医師による処置その他の適当な救急措置を講ずること。
- 五 作業場所と外部との連絡のための看視員を配置すること。

(高所作業)

第51条 船舶所有者は、床面から2メートル以上の高所であつて、墜落のおそれのある場所における作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業に従事する者に保護帽及び命綱又は安全ベルトを使用させること。
- 二 ボースンチェアを使用するときは、機械の動力によらせないこと。
- 三 煙突、汽笛、レーダー、無線通信用アンテナその他の設備の付近で作業を行う場合に、当該設備の作動により作業に従事している者に危害を及ぼすおそれのあるときは、当該設備の関係者に、作業の時間、内容等を通報しておくこと。
- 四 作業場所の下方における通行を制限すること。
- 五 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があつた場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。

2 船舶所有者は、船体の動揺又は風速が著しく大である場合は、緊急の場合を除き、前項の作業を行なわせてはならない。

(げん外作業)

第52条 船舶所有者は、船体外板の塗装、さび落とし等げん外に身体の重心を移して行う作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業に従事する者に命綱又は作業用救命衣を使用させること。
- 二 安全な昇降用具を使用させること。
- 三 つり足場を使用する場合等作業場所が甲板上にいる者から容易に視認できない場合は、当該作業場所の上部のブルワーク、手すり等つり足場等の支持箇所の付近に、作業を行っている旨を表示すること。
- 四 作業場所の付近におけるビルジ、汚水、汚物等のげん外排出及び投棄を禁止すること。
- 五 作業に従事する者との連絡のための看視員を配置すること。ただし、事故があつた場合に速やかに救助に必要な措置をとることができる状態で2人以上の者が同時に作業に従事するときは、この限りでない。
- 六 作業場所の付近に、救命浮環等の直ちに使用できる救命器具を用意すること。

2 前条第2項の規定は、前項の作業を行なう場合に、準用する。

(高熱物の付近で行なう作業)

第53条 船舶所有者は、火傷を受けるおそれのある高熱物質又は火炎に触れ易い場所において作業を行なわせる場合は、作業に従事する者に防熱性の手袋、保護衣その他の必要な保護具を使用させなければならない。

(重量物移動作業)

第54条 船舶所有者は、充てんされたドラム罐等重量物を人力により移動する作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 作業に従事する者に保護靴、保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

二 索、ブロック、ティクルその他の用具を用いる場合は、その許容荷重をこえる重量を負荷させないこと。

三 前号の用具により重量物をつり上げて移動する場合は、動揺等によりフック、シャックルその他のかん合部分がはずれないよう十分な措置を講ずること。

四 作業に従事する者以外の者をみだりに作業場所に近寄らせないこと。

(揚貨装置を使用する作業)

第55条 船舶所有者は、揚貨装置を使用する作業を行わせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業に従事する者に保護帽その他の必要な保護具を使用させること。

二 作業を開始する前に、ウィンチ及びその付属装具の作動状態を点検すること。

三 ガイの取付け位置及び張り方を適正にすること。

四 揚貨装置は熟練者に操作させること。

五 作業中に索具、ブロック等を交換するときは、支持台に下ろす等の方法によりデリックブームを安全な位置に固定して行わせること。

六 作業中にウィンチの部品を交換するときは、ウィンチを動力源からしゃ断し、かつ、安全装置をかけて行わせること。

七 ドラムの回転又は索具の走行を人力で調整する作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付ける等巻き込まれるおそれのないものとする。

八 デリックブームの角度を調整する場合は、当該デリックブームの下方への立入りを制限すること。

九 貨物の巻上げ又は巻卸しその他の貨物を移動する作業を行っているときは、貨物が落下し、又は激突するおそれのある場所への立入りを制限すること。

十 作業の指揮を行う者と甲板、船倉又は陸岸で作業に従事する者との間には、信号を定める等連絡を密にすること。

2 前項第1号及び第9号の規定は、船舶所有者が陸上のクレーン又はデリックの玉掛けの作業を行わせる場合について準用する。

(揚投びよう作業及びけい留作業)

第56条 船舶所有者は、揚投びよう作業又はけい留作業を行なわせる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 作業を開始する前に、揚びよう機又はけい船用機械の作動状態並びにびよ鎖及び索具類の状態を点検すること。

二 揚びよう機若しくはけい船用機械の運動部分又は巻き込み、くり出し、若しくは解き放す場合におけるびよ鎖若しくは索具類には、みだりに、身体を触れさせ、若しくはこれをまたがせ、又は当該作業に従事する者以外の者をこれに近寄らせないこと。

三 投びよう作業を開始する前に、びよ鎖庫内及びいかり又はびよ鎖の落